

市税概要

令和3年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

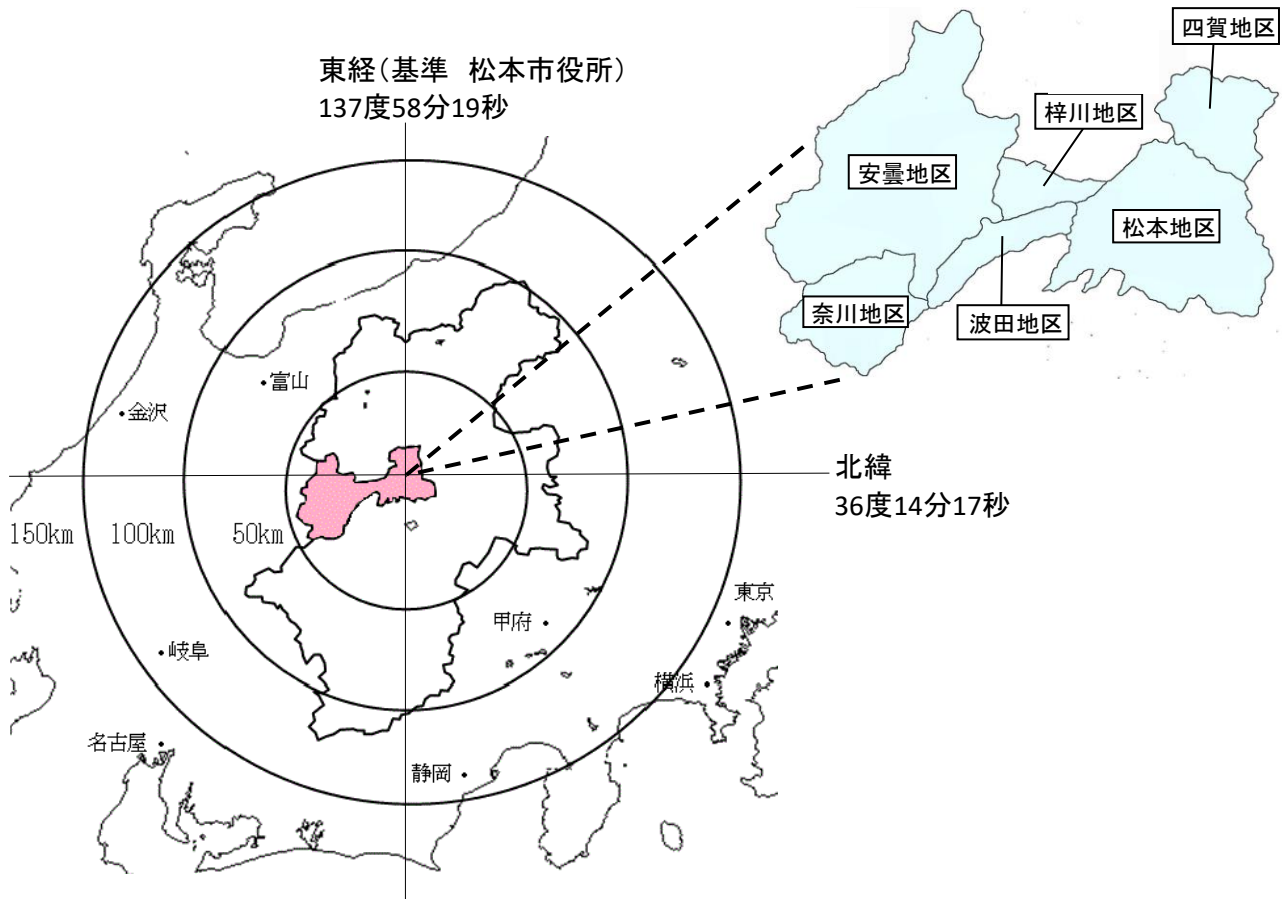
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	238,928人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	3年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	2年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	3年度課税状況調（当初）	14
5	3年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

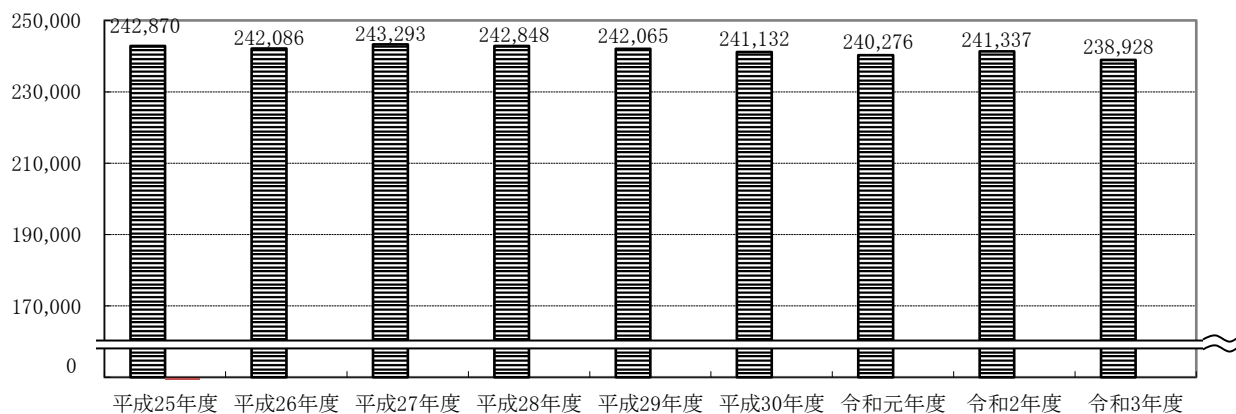
1 人口・世帯の推移

<面積> 978.47km²

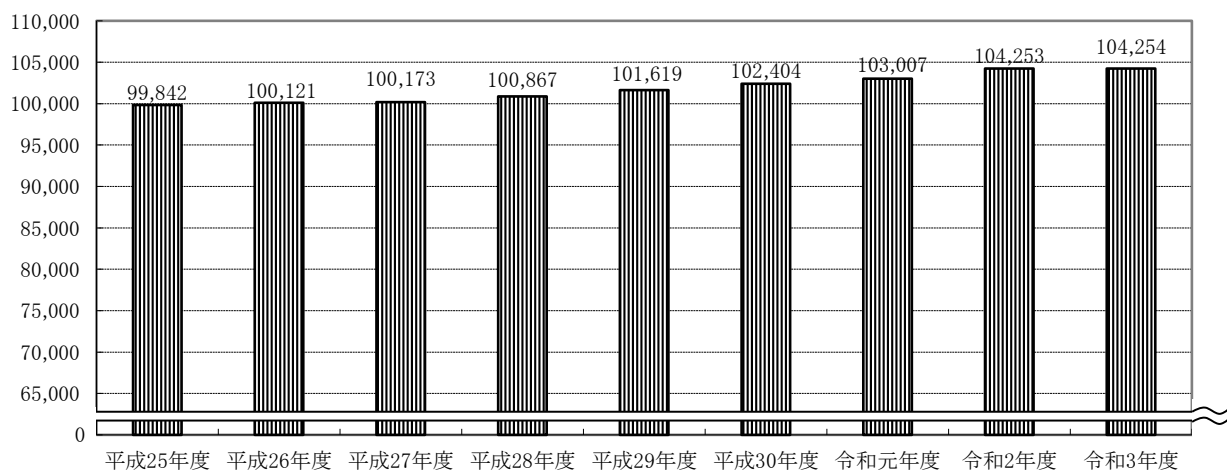
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,253	118,325	123,012	241,337	2.3	247
令和3年度	104,254	117,399	121,529	238,928	2.3	244

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在、令和3年度は4月1日)
令和2年度数値は国勢調査(速報値)のため、今後、変わります。

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和3年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	101,160,000	100.00	合 計	101,160,000	100.00
1 市 税	35,181,300	34.78	1 議 会 費	465,290	0.46
2 地 方 譲 与 税	846,090	0.84	2 総 務 費	9,864,890	9.75
3 利 子 割 交 付 金	28,000	0.03	3 民 生 費	34,382,710	33.99
4 配 当 割 交 付 金	136,000	0.13	4 衛 生 費	8,012,780	7.92
5 株式等譲渡所得割交付金	67,000	0.07	5 労 働 費	145,620	0.14
6 法 人 事 業 税 交 付 金	272,000	0.27	6 農 林 水 産 業 費	2,981,210	2.95
7 地 方 消 費 税 交 付 金	5,830,000	5.76	7 商 工 費	6,873,160	6.79
8 ゴルフ場利用税交付金	26,000	0.03	8 土 木 費	8,532,420	8.43
9 環 境 性 能 割 交 付 金	43,600	0.04	9 消 防 費	2,829,160	2.80
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,060	0.03	10 教 育 費	15,382,840	15.21
11 地 方 特 例 交 付 金	382,630	0.38	11 災 害 復 旧 費	101,000	0.10
12 地 方 交 付 税	14,525,000	14.36	12 公 債 費	9,219,780	9.11
13 交通安全対策特別交付金	42,180	0.04	13 諸 支 出 金	2,171,980	2.16
14 分担金及び負担金	530,660	0.52	14 予 備 費	197,160	0.19
15 使用料及び手数料	1,500,430	1.48			
16 国 庫 支 出 金	13,706,410	13.55			
17 県 支 出 金	6,432,460	6.36			
18 財 産 収 入	401,240	0.40			
19 寄 附 金	26,360	0.03			
20 繰 入 金	1,905,440	1.88			
21 繰 越 金	30,000	0.03			
22 諸 収 入	7,112,340	7.03			
23 市 債	12,100,800	11.96			

(2) 令和2年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

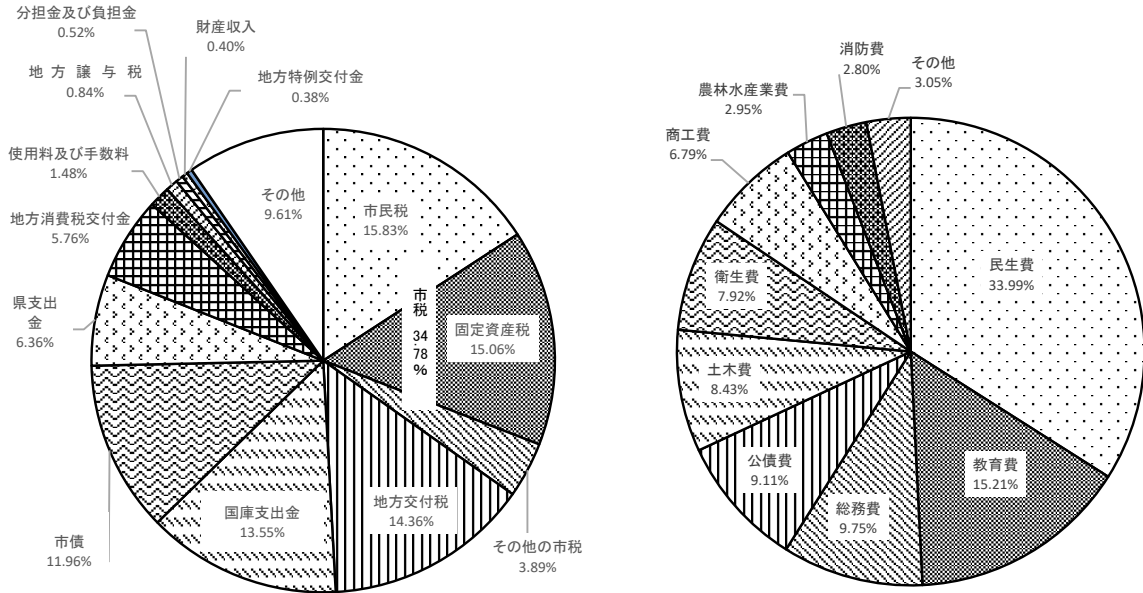
歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	130,030,254	100.00	合 計	127,472,419	100.00
1 市 税	36,579,181	28.13	1 議 会 費	440,911	0.35
2 地 方 譲 与 税	896,662	0.69	2 総 務 費	36,488,027	28.62
3 利 子 割 交 付 金	31,277	0.02	3 民 生 費	35,512,194	27.86
4 配 当 割 交 付 金	137,844	0.11	4 衛 生 費	5,659,733	4.44
5 株式等譲渡所得割交付金	159,105	0.12	5 労 働 費	138,445	0.11
6 法 人 事 業 税 交 付 金	353,455	0.27	6 農 林 水 産 業 費	2,648,741	2.08
7 地 方 消 費 税 交 付 金	5,714,141	4.39	7 商 工 費	10,349,164	8.12
8 ゴルフ場利用税交付金	26,470	0.02	8 土 木 費	7,833,329	6.14
9 環 境 性 能 割 交 付 金	57,842	0.04	9 消 防 費	2,740,997	2.15
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,087	0.03	10 教 育 費	13,815,801	10.84
11 地 方 特 例 交 付 金	255,094	0.20	11 公 債 費	9,164,852	7.19
12 地 方 交 付 税	13,723,301	10.55	12 諸 支 出 金	2,357,259	1.85
13 交通安全対策特別交付金	49,793	0.04	13 予 備 費	0	0.00
14 分担金及び負担金	489,980	0.38	14 災 害 復 旧 費	322,968	0.25
15 使用料及び手数料	1,356,050	1.04			
16 国 庫 支 出 金	41,477,932	31.90			
17 県 支 出 金	6,578,374	5.06			
18 財 産 収 入	400,177	0.31			
19 寄 附 金	216,327	0.17			
20 繰 入 金	2,701,412	2.08			
21 繰 越 金	3,271,219	2.52			
22 諸 収 入	7,209,331	5.54			
23 市 債	8,310,200	6.39			

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。

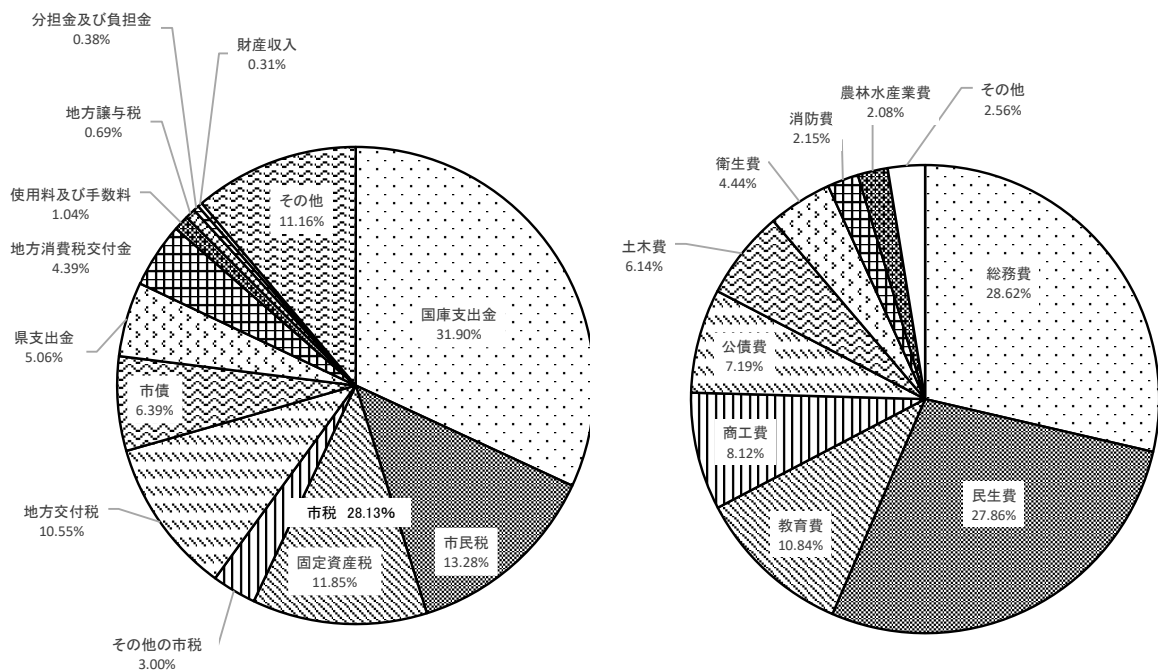
令和3年度一般会計当初予算

歳入 101,160,000千円 歳出 101,160,000千円



令和2年度一般会計決算額

歳入 130,030,254千円 歳出 127,472,419千円



3 税務機構と事務分掌

(令和3年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌	
財	市民税課		1							1		
		庶務担当		(2) 2	2			1	1	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(4) 6	3		4	4	3	2	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	8	5	0	4	5	4	3	30	
	資産税課		1								1	
		庶務担当		(1) 1	1		1		1	2	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		(1) 1	2		2		1	2	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(3) 4	3		2	3	2	7	21	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	6	6	0	5	3	4	11	36	
	納税課		1								1	
		庶務担当		(1) 2	1	0	0	3	1	2	9	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(4) 5	2	1	5	8	3	3	27	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	7	3	1	5	11	4	5	37		

健康福祉部	保険課		1							1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当		(4) 7	7		4	2	3	11		34
		計	1	7	7	0	4	2	3	11		35

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 3年度市税の当初予算

区 分		令和3年度 当初予算額(A)	令和2年度 当初予算額(B)	令和2年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 35,181,300	千円 36,651,850	千円 36,244,170	% △ 4.0	
1	市 民 税	16,015,000	17,382,000	17,201,610	△ 7.9	
(1)	個 人	現年課税分	13,328,000	14,005,000	13,961,810	△ 4.8
		滞納繰越分	95,000	104,000	104,000	△ 8.7
(2)	法 人	現年課税分	2,537,000	3,262,000	3,124,800	△ 22.2
		滞納繰越分	55,000	11,000	11,000	400.0
2	固 定 資 産 税	15,237,300	15,355,850	15,193,860	△ 0.8	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,789,000	15,131,000	14,969,010	△ 2.3
		滞納繰越分	304,000	84,000	84,000	261.9
(2)	交 付 金	144,300	140,850	140,850	2.4	
3	軽 自 動 車 税	771,000	736,000	735,730	4.8	
(1)	種別割	現年課税分	726,000	701,000	700,730	3.6
		滞納繰越分	6,000	7,000	7,000	△ 14.3
(2)	環境性能割	39,000	28,000	28,000	39.3	
4	市 た ば こ 税	1,431,000	1,432,000	1,432,000	△ 0.1	
5	入 湯 税		57,000	86,000	44,000	△ 33.7
		現年課税分	57,000	86,000	44,000	△ 33.7
		滞納繰越分	0	0	0	—
6	都 市 計 画 税		1,670,000	1,660,000	1,636,970	0.6
		現年課税分	1,638,000	1,651,000	1,627,970	△ 0.8
		滞納繰越分	32,000	9,000	9,000	255.6
国民健康保険税		4,788,790	4,986,190	5,015,260	△ 4.0	
(1)	(ア)一般分	現年課税分	3,154,480	3,278,220	3,303,010	△ 3.8
		滞納繰越分	134,640	143,870	140,260	△ 6.4
	(イ)退職分	現年課税分	20	110	20	△ 81.8
		滞納繰越分	290	1,250	1,100	△ 76.8
(2)	(ア)一般分	現年課税分	1,067,510	1,121,200	1,122,680	△ 4.8
		滞納繰越分	47,740	48,050	48,950	△ 0.6
	(イ)退職分	現年課税分	10	30	10	△ 66.7
		滞納繰越分	100	420	380	△ 76.2
(3)	(ア)一般分	現年課税分	362,720	370,070	376,250	△ 2.0
		滞納繰越分	21,190	22,590	22,280	△ 6.2
	(イ)退職分	現年課税分	10	20	10	△ 50.0
		滞納繰越分	80	360	310	△ 77.8

2 税目別決算額比較表

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

科 目	平成 29 年 度					平成 30 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	37,931,826	1.7	36,623,487	2.4	96.55	37,690,180	△ 0.6	36,693,507	0.2	97.36
現年課税分	36,550,196	2.4	36,226,628	2.6	99.11	36,559,379	0.0	36,302,738	0.2	99.30
滞納繰越分	1,381,630	△ 12.7	396,859	△ 10.6	28.72	1,130,801	△ 18.2	390,770	△ 1.5	34.56
1 市 民 税	18,447,362	3.5	17,850,718	4.1	96.77	18,257,598	△ 1.0	17,759,175	△ 0.5	97.27
現年課税分	17,821,314	4.0	17,655,675	4.2	99.07	17,706,939	△ 0.6	17,572,235	△ 0.5	99.24
滞納繰越分	626,048	△ 9.6	195,043	△ 7.9	31.15	550,659	△ 12.0	186,941	△ 4.2	33.95
2 固 定 資 産 税	15,559,422	0.4	14,948,199	1.4	96.07	15,523,507	△ 0.2	15,102,092	1.0	97.26
現年課税分	14,905,431	1.3	14,774,135	1.6	99.12	15,028,441	0.8	14,927,536	1.0	99.32
滞納繰越分	653,991	△ 15.7	174,064	△ 13.6	26.62	495,066	△ 24.3	174,556	0.3	35.26
3 軽自動車税	670,979	4.3	638,639	4.5	95.18	695,295	3.6	665,279	4.2	95.68
現年課税分	642,594	4.2	630,970	4.4	98.19	665,740	3.6	656,293	4.0	98.58
滞納繰越分	28,385	5.7	7,669	17.5	27.02	29,555	4.1	8,986	17.2	30.41
4 市たばこ税	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00	1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00
現年課税分	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00	1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00
滞納繰越分	0.0	—	0.0	—	—	0.0	—	0.0	—	—
5 入 湯 税	91,540	△ 2.2	89,573	△ 2.8	97.85	93,484	2.1	92,225	3.0	98.65
現年課税分	89,142	△ 0.9	88,368	△ 1.7	99.13	91,491	2.6	90,812	2.8	99.26
滞納繰越分	2,398	△ 34.4	1,205	△ 46.6	50.25	1,993	△ 16.9	1,413	17.3	70.90
6 都 市 計 画 税	1,672,137	0.5	1,605,972	1.5	96.04	1,663,083	△ 0.5	1,617,523	0.7	97.26
現年課税分	1,601,329	1.4	1,587,094	1.7	99.11	1,609,555	0.5	1,598,649	0.7	99.32
滞納繰越分	70,808	△ 15.8	18,878	△ 13.5	26.66	53,528	△ 24.4	18,874	0.0	35.26
国民健康保険税	7,423,084	△ 3.9	5,475,917	△ 3.3	73.77	7,146,146	△ 3.7	5,349,243	△ 2.3	74.85
現年課税分	5,629,608	△ 4.0	5,189,213	△ 3.5	92.18	5,460,036	△ 3.0	5,073,756	△ 2.2	92.93
滞納繰越分	1,793,476	△ 3.7	286,704	△ 0.9	15.99	1,686,110	△ 6.0	275,487	△ 3.9	16.34

令和元年度					令和2年度				
決算額					決算額				
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
38,176,430	1.3	37,323,830	1.7	97.77	37,377,758	△ 2.1	36,579,181	△ 2.0	97.86
37,271,266	1.9	37,027,538	2.0	99.35	36,667,402	△ 1.6	36,314,908	△ 1.9	99.04
905,164	△ 20.0	296,292	△ 24.2	32.73	710,357	△ 21.5	264,273	△ 10.8	37.20
18,553,523	1.6	18,126,306	2.1	97.70	17,642,436	△ 4.9	17,272,728	△ 4.7	97.90
18,100,721	2.2	17,973,317	2.3	99.30	17,253,484	△ 4.7	17,137,471	△ 4.7	99.33
452,802	△ 17.8	152,989	△ 18.2	33.79	388,952	△ 14.1	135,257	△ 11.6	34.77
15,649,828	0.8	15,291,217	1.3	97.71	15,774,476	0.8	15,409,603	0.8	97.67
15,268,352	1.6	15,171,065	1.6	99.36	15,507,673	1.6	15,301,112	0.9	98.66
381,476	△ 22.9	120,152	△ 31.2	31.50	266,802	△ 30.1	108,491	△ 9.7	40.66
724,104	4.1	696,993	4.8	96.26	775,640	7.1	751,687	7.8	96.91
696,075	4.6	687,709	4.8	98.80	750,506	7.8	743,386	8.1	99.05
28,029	△ 5.2	9,284	3.3	33.12	25,134	△ 10.3	8,301	△ 10.6	33.03
1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00
1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00
0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
86,901	△ 7.0	86,375	△ 6.3	99.39	49,446	△ 43.1	49,002	△ 43.3	99.10
85,662	△ 6.4	85,526	△ 5.8	99.84	48,915	△ 42.9	48,577	△ 43.2	99.31
1,239	△ 37.8	849	△ 39.9	68.52	531	△ 57.1	425	△ 49.9	79.93
1,680,693	1.1	1,641,558	1.5	97.67	1,700,192	1.2	1,660,593	1.2	97.67
1,639,075	1.8	1,628,540	1.9	99.36	1,671,255	2.0	1,648,794	1.2	98.66
41,618	△ 22.3	13,018	△ 31.0	31.28	28,937	△ 30.5	11,799	△ 9.4	40.78
6,848,618	△ 4.2	5,175,301	△ 3.3	75.57	6,491,645	△ 5.2	5,087,198	△ 1.7	78.37
5,327,346	△ 2.4	4,934,905	△ 2.7	92.63	5,147,434	△ 3.4	4,828,640	△ 2.2	93.81
1,521,272	△ 9.8	240,396	△ 12.7	15.80	1,344,210	△ 11.6	258,558	7.6	19.23

3 2年度市税の収納実績

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 36,667,402	千円 710,357	千円 37,377,758	千円 36,134,908
普 通 税	計	34,947,231	680,888	35,628,120	34,617,538
	1 市 民 税	17,253,484	388,952	17,642,436	17,137,471
	(1) 個人均等割	430,631	11,250	441,881	427,768
	(2) 個人所得割	13,694,201	357,590	14,051,791	13,597,416
	(上記のうち退職所得分)	109,364	—	109,364	109,364
	(3) 法人均等割	960,708	6,176	966,884	955,783
	(4) 法人税割	2,167,944	13,936	2,181,880	2,156,504
	2 固定資産税	15,507,673	266,802	15,774,476	15,301,112
	(1) 純固定資産税	15,366,927	266,802	15,633,729	15,160,365
	ア 土地	5,467,522	94,928	5,562,450	5,394,058
	イ 家屋	7,354,412	127,688	7,482,100	7,255,751
	ウ 償却資産	2,544,993	44,186	2,589,179	2,510,556
	(2) 交付金	140,746	—	140,746	140,746
	3 軽自動車税	750,506	25,134	775,640	743,386
	(1) 種別割	711,317	25,134	736,451	704,197
	(2) 環境性能割	39,189	—	39,189	39,189
4 市たばこ税	1,435,568	—	1,435,568	1,435,568	
目 的 税	計	1,720,170	29,468	1,749,638	1,697,371
	1 入湯税	48,915	531	49,446	48,577
	2 都市計画税	1,671,255	28,937	1,700,192	1,648,794
	(1) 土地	847,571	14,869	862,440	847,150
	(2) 家屋	823,684	14,068	837,752	801,644
国民健康保険税		5,147,434	1,344,210	6,491,645	4,828,640

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
264,272	36,579,181	98.55	37.20	97.86	97.77
252,049	34,869,586	99.06	37.02	97.87	97.77
135,257	17,272,728	99.33	34.77	97.90	97.70
3,993	431,761	99.34	35.49	97.71	97.38
126,939	13,724,355	99.29	35.50	97.67	97.24
—	109,364	100.00	—	100.00	100.00
1,328	957,111	99.48	21.51	98.98	99.31
2,997	2,159,501	99.47	21.51	98.97	99.31
108,491	15,409,603	98.66	40.66	97.67	97.69
108,491	15,268,856	98.66	40.66	97.67	97.69
38,601	5,432,659	98.66	40.66	97.67	97.69
51,924	7,307,675	98.66	40.66	97.67	97.69
17,966	2,528,522	98.65	40.66	97.66	97.68
—	140,746	100.00	—	100.00	100.00
8,301	751,687	99.05	33.03	96.91	96.26
8,301	712,498	99.00	33.03	96.75	96.21
—	39,189	100.00	0.00	100.00	100.00
—	1,435,568	100.00	—	100.00	100.00
12,224	1,709,594	98.67	41.48	97.71	97.76
425	49,002	99.31	79.93	99.10	99.40
11,799	1,660,593	98.66	40.78	97.67	97.67
6,062	853,212	99.95	40.77	98.93	97.66
5,737	807,381	97.32	40.78	96.37	97.68
258,558	5,087,198	93.81	19.23	78.37	75.57

4 市税負担状況調

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 153,194	% 0.4	円 155,764	% 1.7	円 153,466	% △ 1.5
	市 民 税 個 人	57,583	0.4	58,669	1.9	59,118	0.8
	純 固 定 資 産 税	62,378	1.2	63,223	1.4	64,316	1.7
	そ の 他 の 税	33,233	△ 1.2	33,872	1.9	30,032	△ 11.3
一世帯当たり	市 税 総 額	347,685	△ 0.5	361,474	4.0	351,712	△ 2.7
	市 民 税 個 人	130,688	△ 0.5	136,151	4.2	135,485	△ 0.5
	純 固 定 資 産 税	141,572	0.3	146,720	3.6	147,399	0.5
	そ の 他 の 税	75,425	△ 2.1	78,603	4.2	68,828	△ 12.4

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		人	人	人	
合 計	納税義務者数	120,803	121,434	121,335	
	均等割のみ	8,672	8,817	8,820	
	均等割・所得割合算	112,131	112,617	112,515	
特 別	給 与	納税義務者数	81,557	82,537	83,070
		均等割のみ	2,269	2,294	2,379
		均等割・所得割合算	79,288	80,243	80,691
徴 収	年 金	納税義務者数	18,872	18,985	19,429
		均等割のみ	3,338	3,423	3,470
		均等割・所得割合算	15,534	15,562	15,959
普 通 徴 収	納税義務者数	20,374	19,912	18,836	
	均等割のみ	3,065	3,100	2,971	
	均等割・所得割合算	17,309	16,812	15,865	
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	9,872	9,886	9,933	
	年 金	9	8	7	

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	人	人	人
納税義務者数	120,830	121,447	121,368
均等割のみ	8,715	8,869	8,864
均等割・所得割合算	112,115	112,578	112,504

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	課税所得金額	千円 241,868,074	千円 244,954,229	千円 242,678,601
	所得割	13,488,255	13,552,181	13,285,394
	均等割	422,877	425,062	424,774
	計	13,911,132	13,977,243	13,710,168
特別徴収	所得割	11,122,402	11,176,784	10,950,477
	均等割	331,126	334,427	337,630
	計	11,453,528	11,511,211	11,288,107
普通徴収	所得割	2,365,853	2,375,397	2,334,917
	均等割	91,751	90,635	87,144
	計	2,457,604	2,466,032	2,422,061

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	課税所得金額	千円 241,868,074	千円 244,954,229	千円 242,678,601
	所得割	8,989,813	9,032,283	8,854,635
	均等割	241,649	242,892	242,727
	計	9,231,462	9,275,175	9,097,362
特別徴収	所得割	7,413,247	7,449,380	7,298,611
	均等割	189,216	191,097	192,927
	計	7,602,463	7,640,477	7,491,538
普通徴収	所得割	1,576,566	1,582,903	1,556,024
	均等割	52,433	51,795	49,800
	計	1,628,999	1,634,698	1,605,824

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	90,842	81.0	91,593	81.3	91,000	80.9
営 業 等 所 得 者	4,181	3.7	4,213	3.7	4,423	3.9
農 業 所 得 者	612	0.5	547	0.5	531	0.5
そ の 他 の 所 得 者	15,402	13.7	15,164	13.5	15,354	13.6
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,094	1.0	1,100	1.0	1,207	1.1
合 計	112,131	100.0	112,617	100.0	112,515	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	11,267,493	83.6	11,338,912	83.7	10,982,689	82.8
営 業 等 所 得 者	646,635	4.8	640,455	4.7	647,258	4.9
農 業 所 得 者	71,286	0.5	52,570	0.4	66,412	0.5
そ の 他 の 所 得 者	959,353	7.1	939,989	6.9	928,894	7.0
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	530,612	3.9	569,636	4.2	644,088	4.9
合 計	13,475,379	100.0	13,541,562	100.0	13,269,341	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 3年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者	
	人員	均等割額
給与所得者	4,167	14,584
営業等所得者	696	2,436
農業所得者	111	389
その他の所得者 家屋敷等のみ	3,846	13,461
合計	8,820	30,870
令和2年度	8,817	30,860

備考 7月1日現在の現年課税分

5 3年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る 配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
10万円以下の金額	人	4,347	千円 3,234,546	千円 51,734	千円 1,840	千円 1,281,773	千円 0	千円 111,671	千円 4,681,564
10万円超～100万円以下		37,486	54,763,298	104,292	13,963	1,061,545	2,381	805,345	56,750,824
100万円超～200万円以下		32,206	83,495,639	12,730	9,156	632,931	0	104,680	84,255,136
200万円超～300万円以下		17,815	69,259,575	10,675	8,263	510,181	1,794	69,402	69,859,890
300万円超～400万円以下		9,486	49,273,171	9,540	7,965	207,923	0	155,550	49,654,149
400万円超～550万円以下		5,654	36,886,891	15,572	19,244	357,255	1,923	80,393	37,361,278
550万円超～700万円以下		1,980	16,202,254	13,339	9,272	266,204	686	196,279	16,688,034
700万円超～1,000万円以下		1,568	16,266,674	3,786	6,507	173,661	470	71,183	16,522,281
1,000万円を超える金額		1,973	39,460,103	4,371	122,107	343,593	8,368	5,486,908	45,425,450
合計		112,515	368,842,151	226,039	198,317	4,835,066	15,622	7,081,411	381,198,606

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
91,466	320,131	11,182,645	95,633	11,517,360
4,465	15,628	669,967	5,161	688,031
536	1,876	66,971	647	69,236
16,048	56,168	1,349,833	19,894	1,419,462
			0	0
112,515	393,803	13,269,416	121,335	13,694,089
112,617	394,159	13,541,761	121,434	13,966,780

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,281	5,363	5,373	5,392
1千万円以下	50人超		54	51	52	48
1千万円超1億円以下	50人以下		1,243	1,238	1,216	1,210
1千万円超1億円以下	50人超		109	111	109	105
1億円超10億円以下	50人以下		448	443	443	447
1億円超10億円以下	50人超		57	61	62	59
10億円超	50人以下		624	621	611	599
10億円超50億円以下	50人超		21	20	23	23
50億円超	50人超		55	53	49	50
合 計			7,892	7,961	7,938	7,933
伸 率			0.6 %	0.9 %	△ 0.3 %	△ 0.1 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
3年度は6月末現在の数値

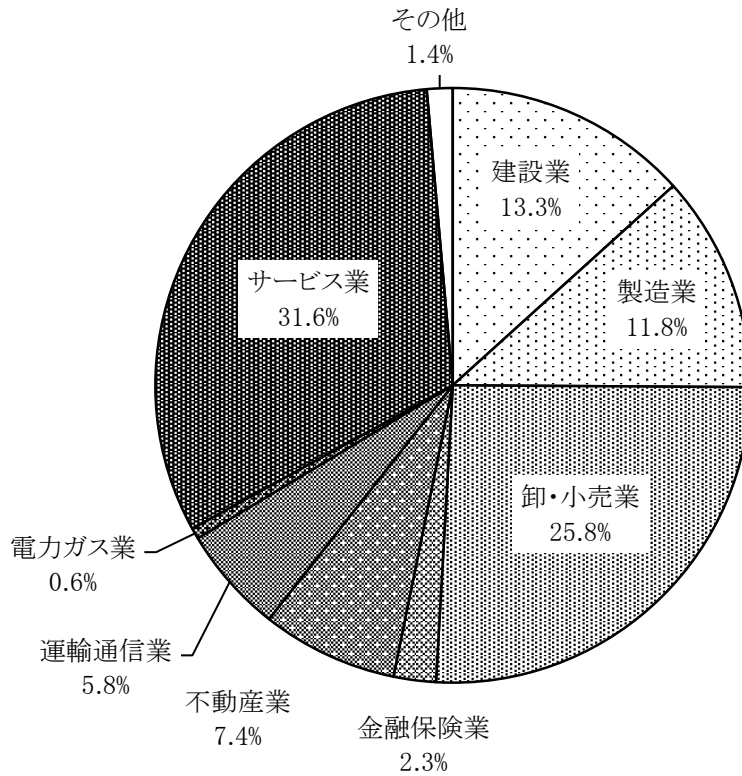
(2) 年度別調定額

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税 割	3,050,764	2,915,092	3,015,418	2,092,396
	均等割	967,580	964,400	961,669	946,518
	計	4,018,344	3,879,492	3,977,087	3,038,914
過年度分	税 割	55,275	68,310	70,641	75,548
	均等割	16,522	17,166	14,584	14,190
	計	71,797	85,476	85,225	89,738
合 計	税 割	3,106,039	2,983,402	3,086,059	2,167,944
	均等割	984,102	981,566	976,253	960,708
	計	4,090,141	3,964,968	4,062,312	3,128,652
	伸 率	10.8 %	△ 3.1 %	2.5 %	△ 23.0 %

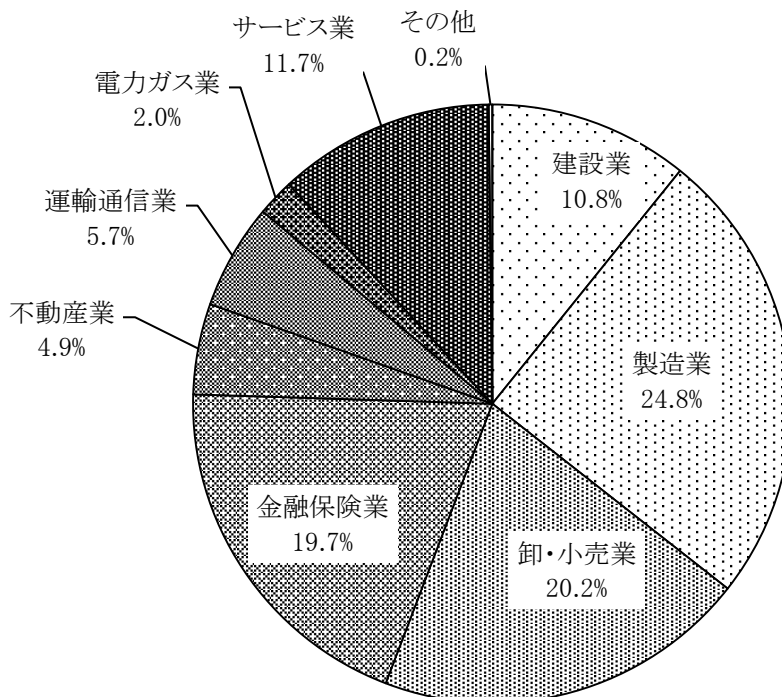
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和2年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数 (7,938社)



税割額 (2,092,396千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
29	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
30	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853
元	3.4	3.4	3.4	160.5	150.5	72.4	14.2
	3,086,059	70,641	3,015,418	7,725	2,139	2,250	253,433
2	△ 29.8	6.9	△ 30.6	△ 63.9	△ 31.4	△ 90.1	△ 11.1
	2,167,944	75,548	2,092,396	2,785	1,468	223	225,353

上段 前年対比伸率 %

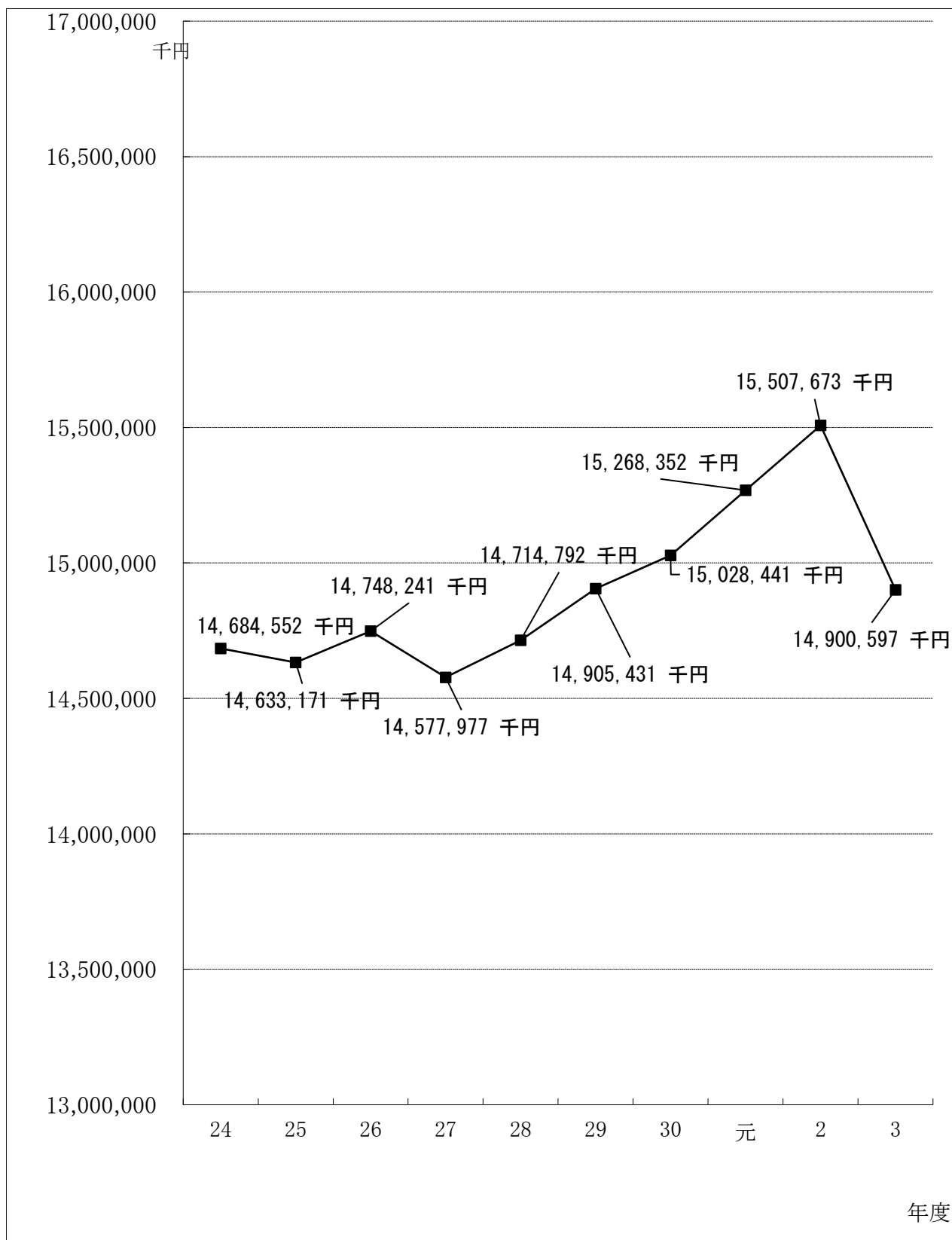
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 3年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
課 税 標 準 額	土 地	396,008,059千円	397,072,357千円	397,743,726千円	396,554,601千円
	家 屋	506,374,571	519,737,641	535,008,649	500,014,855
	償 却 資 産	178,710,023	182,237,725	185,139,666	179,125,680
	計	1,081,092,653	1,099,047,723	1,117,892,041	1,075,695,136
税 額		14,886,391	15,128,148	15,366,927	14,756,288
納 税 義 務 者		92,817人	93,397人	93,833人	93,341人

(注) 1 3年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
算 定 標 準 額	10,146,508千円	10,014,605千円	10,053,384千円	10,307,848千円
税 額	142,050	140,204	140,746	144,309
納 税 義 務 者	16人	16人	15人	15人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
課 税 標 準 額	1,091,239,161千円	1,109,062,328千円	1,127,945,425千円	1,086,002,984千円
税 額	15,028,441	15,268,352	15,507,673	14,900,597

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	元	201,659	48,810	28,374	39,997
	2	201,549	48,515	27,901	40,162
	3	202,442	48,302	27,672	40,303
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	元	(397,142,104) 1,037,521,488	(13,930,542) 29,991,487	(8,913,782) 31,216,805	(327,331,984) 908,715,038
	2	(397,800,140) 1,039,338,477	(13,462,001) 28,014,505	(8,869,606) 30,372,701	(329,120,147) 914,262,037
	3	(396,604,191) 1,059,387,266	(12,935,524) 26,976,507	(8,591,000) 30,148,963	(328,716,420) 934,162,902
筆 数 (筆)	元	370,774	40,638	39,646	229,430
	2	372,483	40,231	38,803	231,469
	3	374,159	40,038	38,487	233,027
提示平均価額 (円/㎡)	元		140	50	22,956
	2		140	50	22,956
	3		141	50	23,403
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	元	4,824	140 (169)	50 (83)	22,588 (204,520)
	2	4,858	141 (169)	50 (83)	22,635 (204,520)
	3	4,932	141 (169)	50 (83)	23,046 (205,910)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾 泉 地	池 沼	山 林	原 野	雜 種 地
0.585	3,721	66,620	8,813	5,323
0.585	3,721	67,096	8,772	5,381
0.585	3,719	68,181	8,844	5,420
(68,030) 68,030	(107,344) 125,699	(1,512,001) 1,592,648	(384,374) 467,287	(44,894,047) 65,344,494
(68,030) 68,030	(107,287) 125,617	(1,516,423) 1,596,452	(389,947) 475,932	(44,266,699) 64,423,203
(65,550) 65,599	(107,180) 126,816	(1,538,072) 1,621,557	(356,746) 465,869	(44,293,699) 65,819,053
35	352	38,165	10,638	11,870
35	352	39,094	10,574	11,925
35	341	39,652	10,569	12,010
		20		
		20		
		20		
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,253 (167,000)
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	50 (41,060)	11,946 (167,000)
112,135 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	49 (40,708)	121,114 (169,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	元	121,919	18,541 千㎡
	2	128,971	18,938
	3	129,006	19,017
木 造	元	86,179	9,899
	2	92,341	10,100
	3	92,302	10,296
非 木 造	元	35,740	8,642
	2	36,630	8,838
	3	36,704	8,721

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	元	184,175,138 千円
	2	188,404,246
	3	183,715,856
構 築 物	元	36,495,461
	2	36,854,420
	3	34,372,195
機 械 及 び 装 置	元	64,464,841
	2	66,806,177
	3	67,415,436
船 舶	元	2,443
	2	3,129
	3	2,524
航 空 機	元	55,761
	2	581,433
	3	373,606
車 両 及 び 運 搬 具	元	894,062
	2	867,925
	3	1,000,740
工 具 器 具 及 び 備 品	元	26,868,362
	2	27,490,733
	3	24,932,375
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	元	55,394,208
	2	55,800,429
	3	55,618,980

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評価額	平均価格
520,678,126 千円	28,083 円
535,763,769	28,289
541,032,426	28,451
172,581,612	17,434
178,835,397	17,706
180,692,177	17,550
348,096,514	40,281
356,928,372	40,383
360,340,249	41,321

課税標準額	課税標準額の内訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
180,680,646 千円	2,038,675 千円	124,373,593 千円
184,188,667	1,562,891	128,060,961
179,095,152	2,723,789	121,185,351
36,086,906	259,213	35,827,693
36,579,670	152,757	36,426,913
33,448,412	747,663	32,700,749
62,579,829	1,731,665	60,848,164
64,194,305	1,372,515	62,821,790
64,550,918	1,640,623	62,910,295
2,443	0	2,443
3,129	0	3,129
2,513	12	2,501
55,761	0	55,761
581,433	0	581,433
373,606	0	373,606
893,786	207	893,579
867,709	107	867,602
994,556	4,597	989,959
26,793,543	47,590	26,745,953
27,397,606	37,512	27,360,094
24,539,135	330,894	24,208,241
54,268,378	—	—
54,564,815	—	—
55,186,012	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	802	883	870
		床 面 積(m ²)	92,860	99,647	96,479
		決定価格(千円)	5,725,568	5,842,667	5,893,439
	その他	棟 数 (棟)	105	110	91
		床 面 積(m ²)	23,210	21,292	17,100
		決定価格(千円)	1,258,982	1,105,936	948,778
木造以外の屋	棟 数 (棟)	320	360	320	
	床 面 積(m ²)	77,794	112,309	75,249	
	決定価格(千円)	7,897,397	10,136,274	7,515,663	
合 計	棟 数 (棟)	1,227	1,353	1,281	
	床 面 積(m ²)	193,864	233,248	188,828	
	決定価格(千円)	14,881,947	17,084,877	14,357,880	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	663	759	730
		床 面 積(m ²)	50,253	57,523	52,767
		決定価格(千円)	447,403	526,544	487,244
	その他	棟 数 (棟)	403	367	370
		床 面 積(m ²)	23,495	21,153	21,205
		決定価格(千円)	130,774	135,024	135,767
木造以外の屋	棟 数 (棟)	293	366	301	
	床 面 積(m ²)	44,382	70,600	39,291	
	決定価格(千円)	933,304	1,733,235	926,160	
合 計	棟 数 (棟)	1,359	1,492	1,401	
	床 面 積(m ²)	118,130	149,276	113,263	
	決定価格(千円)	1,511,481	2,394,803	1,549,171	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
消 費 本 数	285,491 千本	261,567 千本	257,351 千本
調 定 額	1,457,213 千円	1,481,381 千円	1,435,568 千円

2 入湯税

区 分	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
課 税 人 員	736,813 人	691,239 人	384,204 人
調 定 額	91,491 千円	85,662 千円	48,915 千円

3 都市計画税

区 分		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
課 標 準 税 額	土 地	423,401,061 千円	425,909,496 千円	424,866,268 千円
	家 屋	400,582,189 千円	413,906,097 千円	389,192,927 千円
	計	823,983,250 千円	839,815,593 千円	814,059,195 千円
調 定 額		1,639,075 千円	1,671,255 千円	1,618,552 千円
納 税 義 務 者 数		59,339 人	59,773 人	59,801 人

備考 3年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
調 定 額	5,278,779 千円	5,166,311 千円	4,998,413 千円
	32,103 世帯	31,470 世帯	31,184 世帯
7割軽減対象世帯数	8,512 世帯	7割軽減対象世帯数 8,299 世帯	7割軽減対象世帯数 8,729 世帯
5割軽減対象世帯数	4,720 世帯	5割軽減対象世帯数 4,754 世帯	5割軽減対象世帯数 4,647 世帯
2割軽減対象世帯数	3,537 世帯	2割軽減対象世帯数 3,421 世帯	2割軽減対象世帯数 3,321 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

区 分	年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額			
		一 般	官 公 署	計 (1)							
総 数	元	101,488 台	464 台	101,952 台	464 台	1,598 台	99,890 台	686,598 千円			
	2	101,927	459	102,386	459	1,670	100,257	711,563			
	3	102,869	482	103,351	482	1,681	101,188	738,003			
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	元	8,803	40	8,843	40	48	8,755	17,510		
		2	8,310	38	8,348	38	48	8,262	16,524		
		3	7,897	38	7,935	38	49	7,848	15,696		
	50cc超 90cc以下	元	778	13	791	13	5	773	1,546		
		2	780	10	790	10	7	773	1,546		
		3	773	8	781	8	8	765	1,530		
	90cc超 125cc以下	元	1,455	18	1,473	18	5	1,450	3,480		
		2	1,512	18	1,530	18	5	1,507	3,617		
		3	1,603	20	1,623	20	5	1,598	3,835		
	ミニカー	元	136	1	137	1	1	135	500		
		2	136	1	137	1	1	135	500		
		3	136	1	137	1	1	135	500		
軽 自 動 車	二 輪 車 (125cc超 250cc以下)	元	3,228	8	3,236	8	0	3,228	11,621		
		2	3,246	8	3,254	8	1	3,245	11,682		
		3	3,375	8	3,383	8	0	3,375	12,150		
	三 輪 車	元	0	0	0	0	0	0	0		
		2	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0		
	三 輪 車 (新税率)	元	0	0	0	0	0	0	0		
		2	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0		
	三 輪 車 (重課税率)	元	4	0	4	0	0	4	18		
		2	4	0	4	0	0	4	18		
		3	4	0	4	0	0	4	18		
	三 輪 車 (75%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0		
		2	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0		
	三 輪 車 (50%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0		
		2	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0		
	三 輪 車 (25%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0		
		2	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0		
	四 輪 車	乗 用	営業用	元	5	0	5	0	0	5	28
				2	4	0	4	0	0	4	22
				3	3	0	3	0	0	3	17
乗 用		自家用	元	32,138	56	32,194	56	716	31,422	226,238	
			2	28,354	52	28,406	52	673	27,681	199,303	
			3	25,069	49	25,118	49	592	24,477	176,234	
貨 物 用		営業用	元	272	0	272	0	2	270	810	
			2	235	0	235	0	0	235	705	
			3	201	0	201	0	0	201	603	
貨 物 用		自家用	元	8,675	122	8,797	122	107	8,568	34,272	
			2	7,431	102	7,533	102	96	7,335	29,340	
			3	6,315	99	6,414	99	88	6,227	24,908	
乗 用 (新税率)	営業用	元	4	0	4	0	0	4	28		
		2	5	0	5	0	3	2	14		
		3	6	0	6	0	4	2	14		
乗 用 (新税率)	自家用	元	11,393	14	11,407	14	243	11,150	120,420		
		2	15,010	22	15,032	22	319	14,691	158,663		
		3	19,068	26	19,094	26	418	18,650	201,420		
貨 物 用 (新税率)	営業用	元	170	0	170	0	0	170	646		
		2	208	0	208	0	0	208	790		
		3	264	0	264	0	2	262	996		
貨 物 用 (新税率)	自家用	元	3,970	43	4,013	43	29	3,941	19,705		
		2	5,117	58	5,175	58	39	5,078	25,390		
		3	6,073	81	6,154	81	48	6,025	30,125		

備考 7月1日現在の現年課税分

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一 般	官公署	計 (1)						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	元	0台	0台	0台	0台	0台	0千円	
			2	0	0	0	0	0	0	
			3	0	0	0	0	0	0	
		自家用 (重課税率)	元	11,782	20	11,802	20	290	11,492	148,247
			2	12,805	21	12,826	21	320	12,485	161,057
			3	13,387	23	13,410	23	331	13,056	168,422
	貨物用	営業用 (重課税率)	元	131	0	131	0	1	130	585
			2	146	0	146	0	2	144	648
			3	141	0	141	0	3	138	621
		自家用 (重課税率)	元	8,916	80	8,996	80	106	8,810	52,860
			2	9,056	85	9,141	85	108	8,948	53,688
			3	9,287	77	9,364	77	94	9,193	55,158
	乗用	(75%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0
			2	0	0	0	0	0	0	0
			3	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 (75%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0
			2	0	0	0	0	0	0	0
			3	0	0	0	0	0	0	0
	貨物用	(75%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0
			2	0	0	0	0	0	0	0
			3	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 (75%軽課)	元	1	0	1	0	0	1	1
			2	1	0	1	0	0	1	1
			3	0	0	0	0	0	0	0
乗用	(50%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (50%軽課)	元	562	3	565	3	7	555	2,997	
		2	497	2	499	2	8	489	2,641	
		3	265	2	267	2	9	256	1,382	
貨物用	(50%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (50%軽課)	元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
乗用	(25%軽課)	元	1	0	1	0	0	1	5	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (25%軽課)	元	1,660	5	1,665	5	37	1,623	13,146	
		2	1,720	0	1,720	0	39	1,681	13,616	
		3	1,508	2	1,510	2	26	1,482	12,004	
貨物用	(25%軽課)	元	9	0	9	0	0	9	26	
		2	11	0	11	0	0	11	32	
		3	2	0	2	0	0	2	6	
	自家用 (25%軽課)	元	170	1	171	1	0	170	646	
		2	90	2	92	2	0	90	342	
		3	122	6	128	6	0	122	464	
雪上用	元	2	0	2	0	0	2	7		
	2	2	0	2	0	0	2	7		
	3	2	0	2	0	0	2	7		
農耕用	元	3,341	5	3,346	5	0	3,341	8,018		
	2	3,336	4	3,340	4	0	3,336	8,006		
	3	3,403	4	3,407	4	1	3,402	8,165		
小型特殊 (その他)	元	478	12	490	12	0	478	2,820		
	2	487	12	499	12	0	487	2,873		
	3	499	13	512	13	0	499	2,944		
二輪小型 (250cc超)	元	3,404	23	3,427	23	1	3,403	20,418		
	2	3,424	24	3,448	24	1	3,423	20,538		
	3	3,466	25	3,491	25	2	3,464	20,784		

(2) 環境性能割

区 分	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度
環 境 性 能 割	—	9,652 千円	39,189 千円

6 利子割交付金

区 分	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度
長 野 県 全 体	536,361 千円	247,480 千円	235,846 千円
松 本 市	71,417 千円	32,934 千円	31,277 千円

7 配当割交付金

区 分	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度
長 野 県 全 体	911,699 千円	1,089,216 千円	1,039,535 千円
松 本 市	121,483 千円	144,853 千円	137,844 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度
長 野 県 全 体	765,502 千円	626,108 千円	1,200,627 千円
松 本 市	102,142 千円	83,160 千円	159,105 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度
交 付 金	30,014 千円	29,854 千円	26,470 千円

10 口座振替納付の状況調(令和2年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数	29,761 件	28.1 %
	税額	1,735,705 千円	38.3 %
固定資産税 都市計画税	件数	178,269 件	47.9 %
	税額	8,917,170 千円	49.4 %
軽自動車税 (全期)	件数	20,280 件	20.1 %
	税額	124,721 千円	17.4 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	9,190 件	7,050 件	6,731 件	6,790 件
	577,732 千円	379,617 千円	378,492 千円	399,864 千円
固定資産税 都市計画税	51,341 件	42,689 件	42,165 件	42,074 件
	3,162,444 千円	1,913,658 千円	1,915,039 千円	1,926,029 千円
軽自動車税 (全期)	20,280 件			
	124,721 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	100,544 件	47.8 %
	税額	2,408,779 千円	53.3 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	11,766 件	11,636	11,562	10,967	10,972	10,985	10,925	10,894	10,837
	280,549 千円	272,661	270,959	262,829	263,975	264,373	264,061	264,054	265,318

11 市税の徴収に要する経費

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
税 収 入 額	1 市 税	36,693,507 千円	37,323,830 千円	36,579,181 千円	
	2 個 人 県 民 税	9,156,949	9,338,497	9,393,451	
	3 計	45,850,456	46,662,327	45,972,632	
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	310,419	305,387	305,635	
	5 諸 手 当	185,572	189,251	191,457	
	(1) 超過勤務手当	19,256	21,553	23,023	
	(2) 税務特別手当	0	0	0	
	(3) その他の手当	166,316	167,698	168,434	
	6 そ の 他	131,995	131,380	138,232	
	7 小 計	627,986	626,018	635,324	
	需 用 費	8 旅 費	770	644	249
		9 賃 金	5,317	5,303	6,219
		10 そ の 他	254,960	320,976	227,646
		11 小 計	261,047	326,923	234,114
	報 奨 金 及びこれに 類する経費	12 前納報奨金・その他	54	52	19
		13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
		15 小 計	54	52	19
	そ の 他	16 そ の 他	186,012	184,329	200,832
	17 合 計	1,075,099	1,137,322	1,070,289	
県 民 税 徴収取扱費	18 納税義務者数等による金額	362,943	366,465	369,054	
	19 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	20 合 計	362,943	366,465	369,054	
21 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-20)		712,156	770,857	701,235	
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.3 円	2.4 円	2.3 円	
市 税 に 係 る 徴 税 経 費 (百円当たり)		1.9 円	2.1 円	1.9 円	

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和3年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に関	資産に関	登 記 用	合 計
	税額証明	(法人)	(一般)	(車検用)	する証明 (土地・家屋等)	する証明 (加算分)	通 知	
30	45,277 (9,740)	445	8,891	9,221	8,741 (265)	12,093 (275)	11,296	95,964
元	37,088 (8,936)	388	8,583	9,337	8,795 (523)	11,205 (708)	12,603	87,999
2	30,457 (5,167)	321	10,057	8,778	8,476 (463)	11,054 (742)	10,522	79,665

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	土地図面の閲覧及び複写交付		1,185	794

VI 参考資料 市税の変遷

税目	年度		令和元年度		
	区分				
市控除	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)		
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除 (限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)	
			(2)セルフメディケーション税制 (限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	所得控除	生命保険料控除	①旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			②新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに) 70,000円	
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障害・寡・勤	障害・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)			
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
特定・老人扶養 同居老親等扶養		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上) 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円				
民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算		
		・調整控除	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均等割	3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
	法人均等割	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額				
寄附金控除	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額				
	(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
申告特例控除	都道府県・市区町村……((寄附金－2000円)×6%)+((寄附金－2000円)×特例控除率×3/5) 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等……(寄附金－2000円)×6%				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)×3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
所得割課税の調整措置	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
外国税額控除	[[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)] －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)				
非課税限度額	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				

税目	年度		令和元年度																																																			
	区分																																																					
固定資産税	税率	1.4%																																																				
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円																																															
	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法																																																			
		70%超	評価額の70%まで引下げ																																																			
	農地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き																																																			
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%																																																			
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法																																																			
		100%以上	本則課税となり引下げ																																																			
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額																																																			
	住宅地	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																																			
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{平成30年度課税標準額}}{\text{令和元年度評価額}} \times \text{特例}$																																																				
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>原付</td><td>50cc以下</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400</td></tr> <tr><td></td><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr> <tr><td>小型</td><td>農耕作業用</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>特殊</td><td>その他</td><td>5,900</td></tr> <tr><td colspan="2">二輪の軽自動車・雪上車</td><td>3,600</td></tr> <tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td>6,000</td></tr> </table>					原付	50cc以下	2,000		50cc超90cc以下	2,000		90cc超125cc以下	2,400		ミニカー	3,700	小型	農耕作業用	2,400	特殊	その他	5,900	二輪の軽自動車・雪上車		3,600	二輪の小型自動車		6,000																								
		原付	50cc以下	2,000																																																		
	50cc超90cc以下	2,000																																																				
	90cc超125cc以下	2,400																																																				
	ミニカー	3,700																																																				
小型	農耕作業用	2,400																																																				
特殊	その他	5,900																																																				
二輪の軽自動車・雪上車		3,600																																																				
二輪の小型自動車		6,000																																																				
		2. 三輪以上の軽自動車 (単位:円) <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>三輪のもの</td><td></td><td>3,100</td><td>3,900</td><td>4,600</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>四輪</td><td>自家用</td><td>7,200</td><td>10,800</td><td>12,900</td><td>2,700</td><td>5,400</td><td>8,100</td></tr> <tr><td>乗用</td><td>営業用</td><td>5,500</td><td>6,900</td><td>8,200</td><td>1,800</td><td>3,500</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>四輪</td><td>自家用</td><td>4,000</td><td>5,000</td><td>6,000</td><td>1,300</td><td>2,500</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>貨物</td><td>営業用</td><td>3,000</td><td>3,800</td><td>4,500</td><td>1,000</td><td>1,900</td><td>2,900</td></tr> </table> ①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費基準+15%達成・25%軽減 ※④～⑥は、H30.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。							①	②	③	④	⑤	⑥	三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	四輪	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	四輪	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	貨物	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
		①	②	③	④	⑤	⑥																																															
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																															
四輪	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																															
乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																															
四輪	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																															
貨物	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																															
市たばこ税	税率	$\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$ 紙巻たばこ等		$\frac{4,000\text{円}}{1,000\text{本}}$ 旧3級品の紙巻たばこ 4～9月		$\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$ 10～3月																																																
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																																				
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																																					
都市計画税	税率	0.2%																																																				
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																																				
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																																				
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																																	
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	610,000円																																																	
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																																	
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円																																																	

税目	年度		令和2年度		
	区分				
収入より 控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
給与所得控除	最低	650,000円			
	最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)			
所得 控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
	社会保険料 小規模企業 共済等掛金	支払った金額の全額 小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円	
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円	
地震保険料	各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円				
障・寡・勤	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円				
扶養	一般扶養	260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)			
	特定・老人扶養	330,000円(16歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)			
	配偶者	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者特別	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円 330,000円				
民 税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,500円 [合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人]			
税 率	法人税	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から			
	均等割	資本金等の額	従業員数		
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
		(2) 1千万円超	50人超	120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超		50人以下	410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%			
	当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)) －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))×(市県民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)]				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				

税目	年度		令和2年度																																																																	
	区分																																																																			
固定資産税	税率	1.4%																																																																		
	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																		
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率																																																													
		商業地	70%超 60%以上～70%以下 60%未満	評価額の70%まで引下げ 前年度課税標準額据え置き 前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%		90%以上 80%～90% 70%～80% 70%未満	1.025 1.05 1.075 1.10																																																													
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法																																																																
		住宅地	100%以上 20%以上100%未満 20%未満	本則課税となり引下げ ①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額 上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																																																
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{令和元年度課税標準額}}{\text{令和2年度評価額} \times \text{特例}}$																																																																		
	軽自動車税	種別割	(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2) 三輪以上の軽自動車 (単位:円)																																																															
			<table border="1"> <tr><td>原付</td><td>50cc以下</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400</td></tr> <tr><td></td><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr> <tr><td>小型特殊</td><td>農耕作業用</td><td>2,400</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>5,900</td></tr> <tr><td>二輪の軽自動車・雪上車</td><td></td><td>3,600</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td></td><td>6,000</td></tr> </table>	原付	50cc以下	2,000		50cc超90cc以下	2,000		90cc超125cc以下	2,400		ミニカー	3,700	小型特殊	農耕作業用	2,400		その他	5,900	二輪の軽自動車・雪上車		3,600	二輪の小型自動車		6,000	<table border="1"> <tr><td>三輪のもの</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td></tr> <tr><td></td><td>3,100</td><td>3,900</td><td>4,600</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>四輪 自家用</td><td>7,200</td><td>10,800</td><td>12,900</td><td>2,700</td><td>5,400</td><td>8,100</td></tr> <tr><td>四輪 乗用</td><td>5,500</td><td>6,900</td><td>8,200</td><td>1,800</td><td>3,500</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>四輪 貨物</td><td>4,000</td><td>5,000</td><td>6,000</td><td>1,300</td><td>2,500</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>四輪 貨物</td><td>3,000</td><td>3,800</td><td>4,500</td><td>1,000</td><td>1,900</td><td>2,900</td></tr> </table>	三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	四輪 乗用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	四輪 貨物	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	四輪 貨物	3,000	3,800	4,500	1,000
	原付	50cc以下	2,000																																																																	
	50cc超90cc以下	2,000																																																																		
	90cc超125cc以下	2,400																																																																		
	ミニカー	3,700																																																																		
小型特殊	農耕作業用	2,400																																																																		
	その他	5,900																																																																		
二輪の軽自動車・雪上車		3,600																																																																		
二輪の小型自動車		6,000																																																																		
三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥																																																														
	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																																														
四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																																														
四輪 乗用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																																														
四輪 貨物	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																																														
四輪 貨物	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																																														
環境性能割	燃費基準達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%																																																																			
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 4～9月 $\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$		10～3月 $\frac{6,122\text{円}}{1,000\text{本}}$																																																																
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																																																		
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																																																			
都市計画税	税率	0.2%																																																																		
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																																																		
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																																																		
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																																															
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,000円																																																															
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																																															
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円																																																															

税目	年度		令和3年度	
	区分			
収入より 控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
給与所得控除	最低	550,000円		
	最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)		
所 得 控 除	雑 損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医 療 費	どちらか片方を選択適用	(1)従来医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算 (2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
民 税	障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円		
	扶 養	一般扶養 330,000円(16歳以上) 特定・老人扶養 450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上) 同居老親等扶養 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)		
	配 偶 者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)		
	配 偶 者 特 別 基 礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円 430,000円(合計所得金額2,400万円超、2,450万円以下は290,000円・2,450万円超、2,500万円以下は150,000円・2,500万円超は0円)		
	個 所 得 割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
均 等 割	3,500円 [合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人+10万円]			
税 率	税 割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4%		
	法 人 均 等 割	資本金等の額	従業員数	
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
		(2) 1千万円超	50人超	120,000円
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
(9) 50億円超		50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円		
配 当 控 除	配 当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
	住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特別控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[(35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)+10万円) －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))×(市県民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)]			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			

税目	年度		令和3年度							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円				
	その他	商業地	評価負担水準		課税標準額算出方法					
			70%超	評価額の70%まで引下げ			農地	評価負担水準	負担率	
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き						90%以上
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			80%～90%				1.05
		住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法			70%～80%	1.075	
			100%以上	本則課税となり引下げ			70%未満	1.10		
	20%以上100%未満		①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{令和2年度課税標準額}}{\text{令和3年度評価額}} \times \text{特例}$</p>										
軽自動車税	種別割	(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		(2) 三輪以上の軽自動車 (単位:円)						
		(単位:円)		①	②	③	④	⑤	⑥	
		原付	50cc以下	2,000	三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000
		50cc超90cc以下	2,000	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
		90cc超125cc以下	2,400	乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		ミニカー	3,700	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
		小型 農耕作業用	2,400	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
		特殊 その他	5,900	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車						
		二輪の軽自動車・雪上車	3,600	②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車						
		二輪の小型自動車	6,000	③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車						
				④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減						
				⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減						
				⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費年度基準+15%達成・25%軽減						
				※④～⑥は、R2.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)						
				※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。						
	環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%								
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 4～9月		6,122円 1,000本		10～3月		6,552円 1,000本		
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,000円					
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円					
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円					

市 税 概 要

令和3年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000